

お早めに 申告準備

2/8 → 3/15

※土・日・祝日を除く

対象者

- ① 営業や農業などの事業所得がある方
- ② 公的年金等の所得のみで、各種控除を受けるなど確定申告が必要な方
- ③ 不動産、利子、配当などの所得がある方
- ④ 給与所得のある方で
 - ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ・ 2力所以上から給与の支払いを受けている方
 - ・ 平成22年中に退職し、その後就職しなかった方
 - ・ 年末調整をしていない方
- ⑤ 土地や建物、山林などの譲渡所得があった方
- ⑥ 国民健康保険に加入している方
- ⑦ ローンなどを利用してマイホームを取得した方
- ⑧ 医療費控除、生命保険料控除などを受ける方

申告に必要なもの

- ① 印鑑(口座振替納税の方は金融機関届出印)
- ② 預金通帳または口座番号のわかる書類
- ③ 税務署から送付の申告用紙(税務署から送付のあった方)
- ④ 営業・農業・不動産貸付などの事業を営んでいる方は、収支内訳書、売上、仕入、経費などがわかる書類
- ⑤ 勤務先などから発行される、源泉徴収票や支払証明書
- ⑥ 医療費や、生命・地震(長期損害)保険料、寄附金、障がい者などの控除を受ける方は、その証明書や領収書
- ⑦ 配偶者・扶養控除などを受ける方は、配偶者および扶養親族の所得がわかる源泉徴収票または支払証明書など
- ⑧ 国民健康保険税や国民年金保険料などの社会保険料控除を受ける方は、納入された保険料を確認できる領収書、または証明書

平成22年分所得の申告時期が間近になりました。申告の必要な方は、1月下旬に各戸へ配布する『申告受付日程表』をご確認のうえ、各地区の指定日時に申告会場へおいでください。

なお、二本松税務署で申告される方は、申告書作成会場が二本松市市民交流センター(二本松市本町二丁目3番地1)となりますのでご注意ください。

申告のお知らせは、市のホームページにも掲載しています。

◆受付時間

【午前の部】
午前9時00分～11時30分

【午後の部】
午後1時00分～4時30分

◆申告会場

【本宮地区の方】
本宮市役所2階会議室

【白沢地区の方】
白沢総合支所2階会議室

※和田1区、2区、11区、糠沢1区の礼堂、糠沢2区、3区、4区、5区の方は、白沢総合支所・本宮市役所のどちらでも申告受付できます。

農業所得の申告をされる方

収入金額と必要経費のわかる書類から科目ごとに1年間の集計を行い、所得を計算することになります。できる限り集計をしておいでください。

医療費控除を受けられる方

自分や自分と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に認められます。医療費の控除額は、平成22年の1月から12月までに支払った分が該当となりますので、事前に領収書の日付の確認や、医療費の集計をしておいでください。

医療費控除の計算式

$$(支払った医療費の額 - 保険金の補てん額) - (10万円または合計所得額 × 5%の少ない方の金額)$$

住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)を受けられる方

住宅ローンを利用して、住宅を新築(増改築・省エネ等改修工事を含む)または建売住宅などを購入した場合で、一定の要件を満たす方が該当します。

【申告の際に準備するもの】

- ① 建築工事の請負契約書(写)または建物売買契約書(写)
 - ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - ③ 建物の登記簿謄本
 - ④ 住民票の写し
 - ⑤ 源泉徴収票(原本)
 - ⑥ 敷地を、建物と一括で購入または新築の前2年以内に購入したときなどは、敷地の売買契約書(写)や土地の登記簿謄本
 - ⑦ 増改築工事の場合、増改築等工事証明書及び建築確認済証の写し
- ※住民税からの住宅借入金等特別税額控除制度が平成20年度から創設されました。





所得税・市県民税の申告内容が 変わりました

平成22年分の所得税で次の改正が適用されます

(1) 寄附金控除の改正【所得税】

○寄附金控除について、適用下限額が2千円(改正前：5千円)に引き下げられました。

《計算式》(所得控除になります)

『特定寄附金の支出額』または『総所得金額等の合計額の40%』の少ない方－2千円

(2) 政党等寄附金特別控除の改正【所得税】

○平成26年12月31日までに支出した寄附金に係る政党等寄附金特別控除について、適用下限額が2千円(改正前：5千円)に引き下げられました。

《計算式》(税額控除になります)

(『政党等に対する寄附金額』または『総所得金額等の合計額の40%』の少ない方－2千円)×30%
(百円未満切り捨て)

(3) その他税制の改正について

○「減価償却費の改正」・「証券税制の改正」などがあります。

詳しくは国税庁のホームページなど(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

確定申告書の様式が変更されます

(1) 申告書第二表の住民税用申告書の廃止

○住民税の課税に必要な情報を国税庁とデータでやりとりする方法に改めたため、住民税用申告書は廃止されました。

(2) 添付書類台帳の新設

○添付用紙を貼るための専用台紙を用意しました。今回の申告からは添付書類はこちらに貼ってください。

◆問い合わせ先 税務課市民税係(☎内線164・165)

今年、市制施行5年目となる節目の年です。合併当初、市民の皆様には大きな期待とともに、様々な不安もあったのではないかと思います。各種制度の統合につきましては、国民健康保険税や水道使用料など、皆様の生活に影響するものは、全ての調整が終了しています。平成23年度には、行政区交付金などの地域づくりに関する制度を一本化いたします。

また、合併時に策定しました「新しいまちづくり計画」の主要事業につきまして、本宮小学校大規模改修事業、複合施設(えぼか)整備事業、白沢総合支所建設事業をはじめとして、あだたらドリームライン整備事業、菅田橋架け

今年、市制施行5年目となる節目の年です。合併当初、市民の皆様には大きな期待とともに、様々な不安もあったのではないかと思います。各種制度の統合につきましては、国民健康保険税や水道使用料など、皆様の生活に影響するものは、全ての調整が終了しています。平成23年度には、行政区交付金などの地域づくりに関する制度を一本化いたします。

また、合併時に策定しました「新しいまちづくり計画」の主要事業につきまして、本宮小学校大規模改修事業、複合施設(えぼか)整備事業、白沢総合支所建設事業をはじめとして、あだたらドリームライン整備事業、菅田橋架け



「未来に輝くまちづくり」(30)

シリーズ

本宮市長 佐藤嘉重

替え事業など、計画とおりに進めることができました。

財政運営に関しましては、重要課題となっております。工業団地造成費の債務返済に道筋がつき、「自主的財政健全化計画」を策定できたこと

により、市民サービスの充実と安定した市政運営を行えるようになりました。改めて、ご協力いただきました市民の皆様、関係各位にお礼申し上げます。

昨今の社会・経済情勢は混沌としており、明るい兆しが見えてこない状況下にあります。このような時こそ、自信と勇気と誇りを持って、自らの道を切り開いていくことが大切です。

この「本宮市」を未来に引き継ぎ、「住んでよかった」と誰もが実感できるまちにしていくため、次代を担う若い皆さんの力に期待しています。